

長岡市選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の一部を改正する告示を別紙のとおり定めます。

令和8年4月10日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷲 尾 純 一

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設の一部を改正する告示

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設（平成16年長岡市選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正し、令和8年4月10日から施行する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後				改正前			
施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (平方メートル)	施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (平方メートル)
(略)				(略)			
				長岡市上川西コ ミュニティセン ター分室	長岡市下柳 2丁目5番 29号	講堂 和室1 及び和 室2	203.50 55.08
(略)				(略)			
長岡市与板地域 交流拠点施設	長岡市与板 町与板甲13 4番地	多目的 ホール 1 多目的 ホール 2 ミーテ ィング ルーム 音楽・ 活動ル ーム	172.00 77.00 62.00 57.00	長岡市よいたコ ミュニティセン ター	長岡市与板 町与板乙24 69番地1	多目的 ホール (ステ ージ含 む)	200.00
(略)				(略)			